

# 「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」 2023年度募集説明会

2022年12月19日

JICA国内事業部 市民参加推進課

募集要項掲載先:

<https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>

# 「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」とは

## ■「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」とは

国際協力にご関心のある市民の皆様、法人・団体の皆様からJICAにてお預かりした**寄附金(世界の人びとのためのJICA基金(JICA基金))**をNGO団体の皆様にご活用いただく事業です。

事業費申請額は、**100万円が上限**です。

実施期間は事業開始から**1年以内**です。

今回の募集では、**2023年3月15日まで**提案を募集しております。

## ■JICA事業として位置づけられます

JICA基金活用事業は、「JICA市民参加協力事業」の一つのスキームであるため、「国際協力機構法」が定める**JICA事業**に位置づけられます。

⇒このため、採択団体には、**JICAの各種ルール(安全管理、経費関連手続き等)**に沿って、案件を実施いただくこととなります。

# これまでの採択実績

採択年度	応募総数	採択案件	採択倍率(応募/採択)
2022年度	通常枠:11件	通常枠:5件	通常枠:2.2
	チャレンジ枠:7件	チャレンジ枠:5件	チャレンジ枠:1.4
2021年度	通常枠:12件	通常枠:8件	通常枠:1.5
	チャレンジ枠:9件	チャレンジ枠:8件	チャレンジ枠:1.1
2020年度	通常枠:16件	通常枠:7件	通常枠:2.3
	チャレンジ枠:13件	チャレンジ枠:3件	チャレンジ枠:4.3
2019年度	通常枠:32件	通常枠:7件	通常枠:4.6
	チャレンジ枠:21件	チャレンジ枠:3件	チャレンジ枠:7.0
2018年度	22件	10件	2.2
2017年度	23件	12件	1.9
2016年度	38件	17件	2.2
2015年度	24件	11件	2.2
2014年度	43件	13件	3.3
2013年度	14件	8件	1.8
2012年度	15件	7件	2.1
2011年度	17件	7件	2.4
2010年度	18件	10件	1.8
2009年度	14件	12件	1.2
2008年度	17件	9件	1.9

# ご応募いただける団体(募集要項p2)

## ■資格要件(主なポイント)

- ・特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、(日本国内に住所がある)任意団体のいずれか。
- ・過去2年間(2年度)の平均収入が3,000万円程度以下。
- ・過去のJICA基金活用事業の採択実績が2回以下。
- ・草の根技術協力事業(JICA事業)及びNGO連携無償資金協力事業(外務省事業)の採択実績がない。
- ・日本語で各種手続き及び書類作成ができる。
- ・NGO登録が必要な国・地域を対象とする場合には、採択通知後1年以内にNGO登録を完了できる見通しがある。

◆資格要件の詳細は、募集要項に掲載しております。

[https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require\\_2023\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_2023_01.pdf)

## ■対象国・地域

- ・JICA事務所又は支所が設置されている開発途上国・地域及び日本国内
- ・外務省海外安全情報(危険情報)が以下となっている国・地域は除く。  
「レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」  
「レベル4:退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)」
- ・JICAの安全対策措置により、実施場所や手段等に制約がある場合もある。
  - ・現時点で対象となっても、治安状況の悪化等により、採択を見合わせる場合や事業を中断・中止する場合がある。
- ・日本国内で活動が完結する事業も対象。

## ◆JICA海外拠点

<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

## ◆外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

## ◆応募に際しては、JICA 国別安全対策情報ウェブサイト

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>)からログイン ID 及びパスワードを申請し、当該国の「JICA安全対策措置」を確認の上、事業提案をお願いします。

## ■対象事業

- ・開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する事業
- ・日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する事業

◆過去に採択された事業の事例を募集要項に掲載しております。

[https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require\\_2023\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_2023_01.pdf)

◆過去に採択された案件の案件情報、報告書、ニュースレターをJICAウェブサイトに掲載しております。

<https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>

## ■NGO登録・了承取付

- ・NGO登録や相手国関係機関からの了承取り付けが必要な国がある。
- ・NGO登録等の手続きに時間を要する場合や新規登録が難しい場合がある。
- ・応募前に、以下のホームページにてNGO登録や了承取り付けの要否を確認する。  
(<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html>)

## ■カンボジア、ベトナム、ラオスで事業を行う場合の条件(JICA基金活用事業)

**【カンボジア】**NGO登録が必要であるが、現地事務所を設けずに新規でNGO登録申請手続きを行うことが難しいため、応募時に「NGO登録が完了している」または「NGO登録の目途が立っている」ことが条件。任意団体は、同国にてNGO登録ができないため、応募不可。

**【ベトナム】**提案事業の内容に応じて、同国関係機関からの了承取り付けが必要となる場合がある。単発のワークショップや、既に同国で実施している現地活動を強化する場合等には、取り付けが簡略化されたり、不要となることもある。応募前に、同国関係機関へ必要な手続き内容・機関等を要確認。NGO登録は不要(事業期間が1年未満のため)。

**【ラオス】**応募時点で同国関係機関から了承取り付けの目途が立っていること、または、同国での活動実績があり、了承取り付けを行わずとも事業を開始できる目途が立っていることが条件。NGO登録は不要(事業期間が1年未満かつ事業規模が50,000USD未満のため)。

## ■対象経費

- ① 現地渡航費(航空運賃) ⇒経費全額の40%を上限。
- ② 本邦渡航費(航空運賃) ⇒経費全額の40%を上限。
- ③ 現地国内旅費・日本内国旅費 ⇒運転手備上費、宿泊費等を含む
- ④ 活動経費(現地・国内で行う活動のために必要な経費)
  - ・物品購入費・輸送費等
  - ・セミナー・講習会・学校運営等関連費
  - ・遠隔活動費(遠隔にて事業を行う場合の環境整備費)
  - ・施設運営費(現地で行う活動のみ対象)
  - ・備人費(現地で行う活動のみ対象)
- ⑤ その他経費

◆対象となる活動経費の詳細は、募集要項に掲載しております。

ご不明な点は、JICA国内機関へお問い合わせください。

[https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require\\_2023\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_2023_01.pdf)



# 2022年度募集要項からの主な変更点①

## ■「通常枠」と「チャレンジ枠」の統合

・2019年度～2022年度募集では、応募団体の経験年数に応じて「通常枠」と「チャレンジ枠」とを分けていましたが、枠を統合しました。

・応募団体の活動経験年数は問いません。

・従来「チャレンジ枠」に配置することとしていた「伴走支援者」は、団体の活動経験や希望に応じて配置を決定いたします。(配置希望がございましたら、事業提案書にご記入ください)

## ■伴走支援者とは

・JICA基金活用事業では、応募団体のスタートアップ支援として、各採択事業に対し、JICAが「伴走支援者」を配置し、事業の計画・実施・評価に関するコンサルテーションを実施する取り組みを実施しています。

・「伴走支援者」によるコンサルテーションについて、この後、YouTube動画で紹介します。

# 2022年度募集要項からの主な変更点②

## ■事業経費(主な変更点のみ)

### ◇上限(割合)が改訂されたもの

- ・燃料費の高騰に鑑み、航空運賃上限額を20%から40%に変更。

### ◇追加で対象となったもの

- ・現地活動拠点となる事務所等の借料
- ・物品修繕費、物品輸送時の関税・通関等に係る経費
- ・業務従事者の海外旅行傷害保険加入料
- ・JICAとの契約関連書類送付に係る経費、銀行送金手数料

### ◇経費項目の整理

- ・活動に使う経費については、「活動経費」としてひとつの項目に整理

### ◇合理的配慮にかかる経費

- ・障害当事者が事業を実施する際の合理的配慮にかかる経費について、事業経費とは別にJICAにて負担できるように整理。

◆対象となる活動経費の詳細は、募集要項に掲載しております。

[https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require\\_2023\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_2023_01.pdf)

# 応募手順①

## ■応募締切日

2023年3月15日(水) 17時

## ■応募書類

事業提案書(募集要項「別添資料3」)

## ■提出先

団体の所在地を担当するJICA国内機関  
(募集要項「別添資料1」参照)

## ■提出方法

応募書類をPDFファイルに加工し、電子メールで提出。  
(メールタイトル: JICA基金活用事業応募\_【団体名】)

別添資料3: 活動提案書様式

2023年●月●日

独立行政法人国際協力機構

**2023年度世界の人びとのための  
JICA基金活用事業 事業提案書**

以下の事項を確認の上、事業提案書を提出します。

- ✓ 当団体は、「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(経)第25号)」第2条に規定する「反社会的勢力」に該当しないことを誓約します。
- ✓ 当団体は「独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」を遵守します。
- ✓ 過去に章の根拠補償協力事業及びNGO連携無償資金協力事業の採択実績はありません。
- ✓ JICA基金活用事業にて3回以上の採択実績はありません。
- ✓ 本提案事業について、2023年度の章の根拠補償協力事業への応募を予定していません。

応募団体名称	
提案事業名称	
代表者役職	
代表者氏名	
担当者役職	
担当者氏名	
連絡先	住所(日本国内): 電話番号: E-mail: URL:

\*独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程  
https://www.jica.go.jp/purekuni/act/frame/frame10001212.htm  
\*独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン  
https://www.jica.go.jp/partnerngo\_supportingo\_pom/index.htm#02

◆提出先は、募集要項に掲載しております。

[https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require\\_2023\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_2023_01.pdf)

# 応募手順②

## ■留意事項

- ・応募は1団体1件までといたします。
- ・募集期間中、応募に係る質問や、応募内容・応募書類の書き方等についての相談を、JICA国内機関にて随時受け付けています。
- ・JICAにて応募書類受領後、受信メールを送付します。応募書類提出後1週間以内に受信メールが届かない場合は、JICA国内機関まで連絡ください。
- ・応募締切日後は、応募内容に関する相談や応募書類の差替え等には応じられません。
- ・選考の過程で、応募団体への照会や面談をお願いする場合があります。

# 選考結果の通知、覚書の締結

## ■選考結果通知

- ・2023年6月を目途に文書で通知します。

## ■覚書の締結・内容

- ・事業開始に先立ち、応募団体とJICAの間で覚書を締結し、事業計画及びそれぞれの責任事項を合意します。
- ・覚書締結までには採択通知後1～2ヶ月程度を要する見込みです。
- ・事業対象国においてNGO登録が必要とされる場合には、覚書の締結は同登録の完了後となります。

## ■留意事項

- ・事業対象国でのNGO登録手続きが完了しない等、採択通知後1年以内に事業を開始できない場合には、採択を取り消す場合があります。

◆実施団体の責任事項は、募集要項にてご確認ください。

[https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require\\_2023\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_2023_01.pdf)

# 参考：草の根技術協力事業



- |  |   |   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 開発途上国の支援において既に<b>豊富な経験と実績を有している団体</b>が対象。</li> <li>◆ 経験や強みを活かし、より開発途上国の課題解決に寄与する事業を展開することが期待される</li> <li>◆ 事業規模：1億円/3年（最大）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 開発途上国での<b>活動実績が少ない団体</b>が対象。</li> <li>◆ 国際協力の経験を積み、団体として成長することが期待される。</li> <li>◆ 事業規模：1000万円/3年（最大）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>地方公共団体が主体</b>となって提案・実施。</li> <li>◆ 途上国の課題解決と日本の地域経済の活性化にも双方に貢献するwin-winの関係を築くことが期待される。</li> <li>◆ 事業規模：6000万円/3年（最大）</li> </ul> |
|--|---|---|

## 草の根技術協力事業との併願について

- ・ 同一年度内のJICA基金活用事業と草の根技術協力事業への併願は不可。
- ・ 2022年度草の根技術協力事業に応募したが採択されなかった場合、2023年度JICA基金活用事業(今回の募集)への応募は可能。

## ■国際協力事業研修

- JICAでは、定期的に「NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修」を開催しています。
- 受講料は無料です。
- JICA事業への応募前、採択前でもご参加いただけます。
- PDCAサイクルに基づく事業管理マネジメント手法を習得いただけます。
- 本事業への応募に際して、ぜひご受講ください。
- 2022年度の研修は今月をもって終了いたしました。2023年度の研修への参加募集が開始されましたら、以下のウェブサイトにて案内いたします。

## ◆ NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修

[https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/ngo\\_pcm/index.html#a02](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/ngo_pcm/index.html#a02)

# 参考: NGO-JICAジャパンデスク

世界26カ国のJICA在外事務所内にNGO-JICAジャパンデスクを設置しております。各国でのNGO活動やJICAとの連携にかかるご相談に対応しております。

## ■ NGO-JICAジャパンデスク設置の目的

開発途上国で国際協力活動を行う日本のNGO等とJICAの連携促進のため

## ■ NGO-JICAジャパンデスク設置国

【アジア】インド、インドネシア、カンボジア、キルギス、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス

【大洋州】フィジー

【アフリカ】ウガンダ、ケニア、ザンビア、タンザニア、ルワンダ

【中南米】アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ボリビア、ペルー

【中東】エジプト

## ■ NGO-JICAジャパンデスクが設置されていない国・地域

当該国・地域を担当するJICA拠点にお問合せください。

### ◆ NGO-JICAジャパンデスク

[https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/japandesk/index.html](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/index.html)

### ◆ 海外のJICA拠点

<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>



国内機関名	担当部署	応募書類提出・問合せ先	担当都道府県
北海道センター (札幌)	市民参加協力課	E-mail:hkictpp@jica.go.jp TEL:011-866-8333	北海道(道央・道北・道南)
北海道センター (帯広)	業務課	E-mail:obictp-event@jica.go.jp TEL:0155-35-1210	北海道(道東)
東北センター	市民参加協力課	E-mail:thictpp@jica.go.jp TEL:022-223-5151	青森・岩手・宮城・秋田・山形県・福島
筑波センター	連携推進課	E-mail:tbictpp@jica.go.jp TEL:029-838-1111	茨城、栃木
東京センター	市民参加協力第二課	E-mail:tictpp2_kikin@jica.go.jp TEL:03-3485-7036、7109、7044	東京・千葉・埼玉・群馬・長野・新潟
横浜センター	市民参加協力課	E-mail:yictpp@jica.go.jp TEL:045-663-3251	神奈川・山梨
北陸センター	業務課	E-mail:hriectpr@jica.go.jp TEL:076-233-5931	富山・石川・福井
中部センター	市民参加協力課	E-mail:cbictpp@jica.go.jp TEL:052-533-0220	静岡・岐阜・愛知・三重
関西センター	市民参加協力課	E-mail:ksictpp@jica.go.jp TEL:078-261-0341	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国センター	市民参加協力課	E-mail:cictpp@jica.go.jp TEL:082-421-6300	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国センター	業務課	E-mail:skictpr@jica.go.jp TEL:087-821-8824	徳島・香川・愛媛・高知
九州センター	市民参加協力課	E-mail:kictpp@jica.go.jp TEL:093-671-6311	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄センター	市民参加協力課	E-mail:oictpp@jica.go.jp TEL:098-876-6000	沖縄

JICAマルチメディア教材

「国際協力を日本の文化に～市民参加～」(5分32秒～JICA基金活用事業)

<https://www.youtube.com/watch?v=t-RN68nWWdM>

- ・案件名:インド・ビハール州における雇用創出による女性のための糸紡ぎの技術支援・就労支援事業
- ・案件実施者:カディプロジェクト
- ・伴走支援者:宮下 和佳 様(特定非営利活動法人ムラのミライ 専務理事)

(従来の制度に基づき、「チャレンジ枠」の採択案件として紹介されております)